平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針

平成27年8月28日 閣 議 決 定

平成27年8月28日 閣 議 決 定

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。)第4条第3項に基づき、平成27年度における中小企業者に関する国等の契約の基本方針(以下「国等の契約の基本方針」という。)を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

1 中小企業者の受注の機会の増大の意義

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いており、先行きについても、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されている。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者(官公需法第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)の事業活動の活性化を図り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図ることが重要である。

また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害(以下「東日本大震災」という。)が東日本太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしており、被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることに加え、全国の中小企業・小規模事業者の事業環境にも影響が及んでいることに留意する必要がある。

官公需法が制定された昭和41年度当時の中小企業・小規模事業者向け契約実績は25.9%であったが、平成26年度の中小企業・小規模事業者向け契約実績は52.8%と、官公需法制定時と比較して約2倍にまで高まっており、官公需法はこれまでのところ、一定の成果を挙げてきている。その一方、創業間もない中小企業者についてみれば、官公需における契約実績はほとんどない。

創業間もない中小企業者は、一般に、販売実績が少ないこと等の理由から販路の拡大が課題となっており、官公需においても、国等(官公需法第2条第3項に定める「国等」をいう。以下同じ。)の調達担当者等に知られる機会が少ないこと、信用が十分でないこと等の理由から受注機会が限られている。このため、官公需において、創業間もない中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、もって更なる販路拡大へとつなげることにより創業を支援するため、第189回通常国会において、

- ① 創業10年未満の中小企業者を「新規中小企業者」として定義し、官公需において、国等の契約の相手方として活用されるように配慮すること。
- ② 国等の契約の基本方針並びに各省各庁及び公庫等の契約の方針を策定すること。 等を新たな内容とする官公需法の改正が行われ、平成27年8月に施行された。

国等は、改正官公需法で新たに盛り込んだ新規中小企業者に対する措置も含め、また、地方公共団体との連携も踏まえつつ、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に向けた一層の取り組みに努めるものとする。

なお、中小企業基本法第3条において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」(以下「みなし大企業」という。) については、これを対象に含まないことに留意するものとする。

2 中小企業・小規模事業者向け契約目標

国等は、第2、第3及び第4に掲げる措置を講ずること等により、平成27年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約3兆9,568億円、比率が、54.7%になるよう努めるものとする。

このうち、新規中小企業者の契約比率については、平成26年度国等の官公需契約実績7兆4,278億円の約1%程度と推計されることを踏まえ(注)、平成27年度から平成29年度までの3年間で、26年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう努めるものとする。なお、こうした目標については、改正官公需法施行後の新規中小企業者向け契約実績等を踏まえ、目標設定のあり方も含め、必要に応じて適切に見直すものとする。

(注)中小企業庁が各府省等から平成26年度上半期の官公需における契約データを入手し、 民間調査機関に委託して調査を実施。

なお、国等は、中小企業・小規模事業者向け契約の目標金額及び実績金額について、各府省 及び公庫等(官公需法第2条第3項に定める「公庫等」をいう。以下同じ。)別に、物件、工事 及び役務別の情報を公表するものとする。

また、国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

3 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

各省各庁の長及び公庫等の長は、官公需法第5条第1項に基づき、国等の契約の基本方針に 即して速やかに「中小企業者に関する契約の方針」を作成するとともに、方針に定められた措 置等を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制には各機関のすべての内 部組織が参画することとし、特に会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

第2 中小企業者の受注機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

国等は、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の基本方針に基づき、以下のとおり中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のための措置を講ずる。その運用に際しては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、国等は、中小企業・小規模事業者が受注し易い発注となるように工夫するとともに、調達する物件等(工事及び役務を含む。以下同じ。)の受注を確保しようとする独立した中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

また、国等としても、必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとする、調達における経済性の原則の重要性を踏まえつつ、契約の内容や状況等に応じた適正な予定価格の作成により物件等の発注を推進するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、平成26年4月1日に税率が8%に引き上げられたことを踏まえ、その適正な転嫁を受け入れるとともに、原材料やエネルギーコストの上昇分についても、適正な転嫁を受け入れることとする。併せて、東日本大震災に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(平成26年8月5日男女共同参画推進本部決定)、犯罪対策閣僚会議決定(平成26年12月16日)等の犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に関する事項等との整合性を確保するものと

する。

また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の基本方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定する等中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国 等は、特に以下の措置を講じることとする。

(1) 官公需相談窓口における相談対応

国等は、被災地域の官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談 に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

(2) 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後(前金払、中間前金払においてはその都度)、速やかに行うよう努めるものとする。

(3) 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、 迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効 率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定や、地域への精通度 等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

(4) 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況、原材料及び人件費(社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額)等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

(5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

国等は、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由により不当に取引を制限したり、返品等をすることがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。

(6) 官公需を通じた被災地域への支援

国等は、被災地域の復興を支援するため、国等が直接運営する食堂等における食材や表彰等の行事における記念品等地域性の高い物品を調達する場合にあっては、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう努めるものとする。また、食堂運営や表彰等の行事が委託事業の場合には、受託者に対し被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

さらに、国等の施設内で食堂を運営する事業者に対しても、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

2 官公需情報の提供の徹底

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関連する情報の中小企業・ 小規模事業者への提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 個別発注情報の提供と説明

- ① 国等は、物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。
- ② 国等は、発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定め、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めるものとする。

(2) 官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供

- ① 国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報について、小企業者(概 ね従業員5人以下)を含む小規模事業者が必要な新着情報を自動配信等の形で、より迅速的確に入手できるようにする。このため、中小企業庁は、官公需情報ポータルサイトの利用促進を図るために、中小企業団体中央会、商工会及び商工会議所等の支援機関と連携して、特に小企業者を含む小規模事業者に対する普及促進に努めるとともに、利用者のニーズを踏まえた改修を行い、運営する。
- ② また、中小企業・小規模事業者の自主的努力を助長するため、当該サイトにおいて、 国等が公表する競争契約参加資格申請に関する情報をはじめとした官公需に関する情報 を一元的に集約し、中小企業・小規模事業者に提供するものとする。
- ③ さらに、中小企業・小規模事業者を支援する機関においては、その支援ツールとして 当該サイトの活用を促進するものとする。

(3) 官公需に関する相談体制の整備

- ① 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業・小規模事業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業・小規模事業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。
- ② 国等は、契約担当官等(公庫等においてはこれに準ずる役職)を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するとともに、当該窓口の所在情報を中小企業庁が取りまとめ、公表するものとする。
- ③ 中小企業庁は、全国の中小企業団体中央会が「官公需総合相談センター」を設置し、 官公需に関する中小企業・小規模事業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等 の充実を図る取組を支援する。
- ④ 国等は、商工会及び商工会議所等の支援機関と連携して、特に小企業者を含む小規模 事業者の経営課題に応じた官公需情報の提供を充実させるよう努めるものとする。

3 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

(1)総合評価落札方式の適切な活用

国等は、物件等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、 評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等 を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする。 また、国等は、総合評価落札方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法等についての 検討を行う。

(2) 分離・分割発注の推進

① 国等は、物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割 して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可 能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注 に当たっては、同様に、経済合理性・公正性等を検討した上で、商品等を種類ごとに分 離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等の分離・分割発注を行うよう努 めるものとする。

- ② 国等は、分離・分割発注に際し、中小企業庁が取りまとめる効率的な分離・分割発注 に係る事例を参考として活用するとともに、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。
- ③ 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう 適正な納期・工期の設定に配慮するものとする。
- ② 国等は、物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合にあっては、複数の商品を例示する 等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

(4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮

① 国等は、一括調達又は共同調達を行う場合には、経済合理性に留意しつつ、中小企業 庁が取りまとめ分析した事例も参考に、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選 定するとともに、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。

また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努めるものとする。

② 国等は、既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな 調達・契約手法の多様化を行う場合には、中小企業・小規模事業者の事業環境への悪影 響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、経済合理性に留意しつつ、 積極的に中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するよう努めるものとする。

(5) 知的財産権の取り扱いの明記

国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

(6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保

- ① 国等は、一般競争及び指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定

に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。

③ 国等は、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

(7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大

- ① 国等は、中小企業官公需特定品目(織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品)の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって、指名競争による場合及び少額の契約であって随意契約(以下「少額の随意契約」という。)による場合にあっては、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(8)調達手続の簡素・合理化

- ① 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素 化等を一層推進するものとする。
- ② 国等は、国における競争契約参加資格審査申請手続の電子化の実施状況及び入札・開札手続の電子化の導入状況等を踏まえ、中小企業・小規模事業者の円滑な対応に留意しつつ、電子的手段の導入に努めるものとする。

4 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- (1) 小企業者(概ね従業員5人以下)を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮
 - ① 国等は、小企業者を含む小規模事業者が顧客との信頼関係に基づき国内外の需要の開拓 等を行い、地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、一般競争契約にお いて適切な地域要件の設定に努めるとともに、総合評価落札方式における地域への精通度 等の評価を行う際、契約内容の履行の確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項 目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するものとし、受注機会の増大を 図るよう努めるものとする。
 - ② 国等は、特に指名競争による場合及び少額の随意契約による場合であって、小企業者を含む小規模事業者を活用することが契約内容の履行を確保する観点から必要であるときには、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。
 - ③ なお、物件等の有資格者名簿における大企業と中小企業の識別に加え、新たに小規模企業の識別の設定について、引き続き検討を行う。

(2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

国等は、技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達(公共事業を除く。)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。

(3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用

国等は、地方支分部局等において消費される物件等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

(4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価

- ① 国等は、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとし、さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとする。
- ② 国等は、工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合にあっては、これを十分考慮するものとし、一般競争契約においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等と積極的な活用に努めるものとする。
- ③ 国等は、業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、協定等を通じて災害時における継続的な供給体制を構築しようとする場合には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等とその積極的な活用に努めるものとする。

(5) 中小建設業者に対する配慮

- ① 国等は、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、中小工事の早期発注等により 中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 国等は、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。
- ③ 国等は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。
- ④ 国等は、地域の建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。これにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(6) 中小石油販売業者に対する配慮

- ① 国等は、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合(以下この項において単に「石油組合」という。)が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合には、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- ③ 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

(7) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮

国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性に鑑み、中小企業・小規模 事業者が取り組む創意工夫の積極的な活用を図り、受注機会(公共事業を除く。)の増大を 図るよう特段の配慮に努めるものとする。

その際、中小企業庁が取りまとめる女性や青年等をはじめとした中小企業・小規模事業者 が行う新規開業及び中小企業・小規模事業者が行う販路開拓活動の基礎となる企画力・提案 力等をいかした創意工夫に係る事例集を参考とし、発注者が求める品質・機能水準等を適切に盛り込んだ発注仕様書の作成や、競争参加者の資格設定に際し、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるとともに、総合評価落札方式における創意工夫による価値の適切な評価に努めるものとする。

(8) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用及び人件費確保等の周知

国等は、役務及び工事等において外注(下請や二次下請等を含む。以下同じ。)が必要な元請事業者に対し、契約内容の履行の確保を行う観点から必要がある場合には、外注に際して当該元請事業者が地域の中小企業・小規模事業者の活用を考慮し、その人件費(社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含んだ額)を確保するとともに、外注先との間で予め書面により作業内容、人件費単価、期間等を明確化するよう努めることについて、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

5 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講じる。

また、平成26年4月1日に消費税率が8%に引き上げられたことを踏まえ、契約の適正な履行の確保の観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。

(1) ダンピング防止推進の周知

国等は、ダンピングの防止について、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

また、国等は、建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)の施行を踏まえて、公共工事の入札の際に、入札金額の内訳書の提出を適切に求めていくものとする。

(2) 適切な予定価格の作成

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費(社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額)等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予 定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

(3) 低入札価格調査制度の適切な活用等

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。
- ② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収の徹底とともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ下記③において中小企業庁が取りまとめた情報も含め、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用する。

③ 中小企業庁は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務(清掃等)について、各府省等が公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、

下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供する。

④ 国等は、地方公共団体における工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限 価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

(4) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

国等は、契約の締結等に当たっては、消費税率引き上げ分の予定価格への反映等、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年6月12日法律第41号)等の関係法令を遵守するものとする。

6 地方公共団体への協力依頼

(1) 国等の契約の基本方針の要請等

国は、すべての地方公共団体に対して、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請する。

(2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表

中小企業庁は、地方公共団体による国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施 状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

また、地方公共団体の官公需施策の推進に資するため、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表するものとする。

(3) 連携推進体制の活用

中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会(注)を活用して、国等の契約の基本方針に盛り込んだ中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための取組が一層効果的なものになるよう、情報提供に努めるものとする。

また、地方公共団体が地域の強み・特色を活かして地域内の中小企業・小規模事業者の官公需受注機会の更なる増大を図るための方策についての検討を行う。

(注) 4 7 都道府県と中小企業庁の職員が参加し、国及び地方公共団体の取組に関する情報の共有や連携方策に関する協議を行う会議。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

国等は、今般の官公需法改正により、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力に推進するものとする。

なお、公共工事については、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、品質が受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の趣旨を踏まえ、工事の経験、施工状況の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するものとする。その際、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮するものとする。

(1) 新規中小企業者への配慮

① 国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による

競争性の向上が必要なときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位 等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

② 国等は、少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえつつ、契約 履行の支障の有無に留意しながら、新規中小企業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

なお、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

- ③ 国等は、新規中小企業者が提供する新商品等について、公募により当該新商品等と同様の性質を有する商品等を供給できる者が他にいないことが明らかになった場合であって、引き続き、供給できる者が他にいないことが明らかなときには、公募の手続きを省略することができる。
- ④ 国等は、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、地方自治法施行令第 167条の2第1項第4号に基づく都道府県知事の認定に係る商品(「いわゆるトライアル発注制度」という。)、その他関係法令等で認定された商品又はサービスのうち、新規中小企業者が取り組むものについて、受注機会の増大を図るものとする。
- ⑤ 国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行う。
- ⑥ 国等は、新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、上記第2に掲げる国等が設置する「官公需相談窓口」及び中小企業団体中央会が設置する「官公需相談センター」において、適切に対応するものとする。

(2) 中小企業基盤整備機構の情報提供業務

① 中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)は、 新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービス等を登録するサイト(以下「こ こから調達サイト」という。)を開発し、運営する。

なお、ここから調達サイトの開発に当たっては、みなし大企業の取扱いについて厳格 な確認を行うことが可能となる制度設計に努めることとする。

- ② また、ここから調達サイトの登録に当たっては、中小企業庁及び中小機構は、各府省等、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の関係機関と連携して、新規中小企業者に登録を促すこととする。
- (3) 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮
 - ① 国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努める ものとする。
 - ② 中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会の場等を活用して、地域の新規中小企業者の受注事例の把握に努め、提供する。

また、中小企業庁は、地方公共団体の長により認定された商品又はサービスの受注機会の増大を図るため、中小機構が主催する展示会等の場を活用するものとする。

2 組合の活用に関する基本的な事項

- (1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注機会の増大
 - ① 国等は、中小企業等協同組合法(昭和24年6月1日法律第181号)に基づいて設立された事業協同組合等及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること

等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。

② 中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデルとなる規約を整備し、普及促進を行う取り組みを支援する。

(2) 官公需適格組合の活用

- ① 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるとともに、中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。
- ② 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。
- ③ 中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催等の取り組みを支援する。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

(1) 基本方針の普及及び徹底等

国等は、本基本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方 支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会(注)への参加等により得た中小企業・小規 模事業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を 図るよう努めるものとする。

(注)中小企業庁及び各経済産業局等の担当者が、国等の地方支分部局及び地方公共団体等の担当者に対し、本基本方針の内容を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう要請を行う場。各経済産業局等が主体となって全都道府県50ヵ所で開催。

(2) 基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

各府省等は、上記第2及び第3の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知する等、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、当該諸項目の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、その実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

平成26年度中小企業・小規模事業者向け契約実績

(単位:億円)

各	府	省	等	名	官 公	需 総	実 績 奢	須 (A)		注業・小規 め 実	1模事業 ⁵ 績 額	者向け (B)		B/A	A (%)	
I	713	Н	.,	н	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計
衆		議		院	25	9	85	119	18	2	12	32	72.1	21.5	14.3	27.0
参		議		院	3	4	15	22	2	1	4	6	55.6	21.7	24.1	28.2
最	高	裁	判	所	32	333	112	477	22	35	47	103	67.9	10.4	41.8	21.6
会	計	検	查	院	1	1	5	7	1	1	2	3	65.1	99.0	34.9	49.2
内	閣	· 内	閣	府	376	697	703	1,775	184	538	241	963	49.0	77.2	34.2	54.2
復		興		庁	1	0	2	3	[0.4]	0	1	1	60.2	0.0	26.4	34.3
総		務		省	30	2	293	325	22	1	144	166	72.4	60.0	49.0	51.2
法		務		省	508	95	441	1,044	255	77	138	469	50.2	80.4	31.2	44.9
外		務		省	8	3	60	71	5	2	18	25	56.9	78.1	29.7	34.8
財		務		省	165	145	374	683	94	131	223	448	57.3	90.6	59.5	65.6
文	部	科	学	省	433	11	52	496	287	11	23	320	66.1	94.4	44.1	64.5
厚	生	労	働	省	190	39	227	456	127	35	128	290	66.6	89.2	56.4	63.5
農	林	水	産	省	95	1,436	1,039	2,569	62	1,123	745	1,930	65.5	78.3	71.7	75.1
経	済	産	業	省	34	3	152	189	31	1	93	125	89.2	20.0	61.5	65.8
国	土	交	通	省	914	18,865	5,836	25,615	420	11,585	2,191	14,196	46.0	61.4	37.5	55.4
環		境		省	24	100	442	565	20	37	110	167	82.9	37.4	25.0	29.6
防		衛		省	3,744	2,792	2,033	8,569	2,079	751	1,025	3,855	55.5	26.9	50.4	45.0
国				計	6,584	24,534	11,870	42,988	3,628	14,330	5,142	23,100	55.1	58.4	43.3	53.7
公	庫	Ī	等	計	12,764	8,427	10,100	31,290	7,210	3,930	4,971	16,111	56.5	46.6	49.2	51.5
玉		等		計	19,348	32,961	21,970	74,278	10,838	18,260	10,113	39,211	56.0	55.4	46.0	52.8

⁽注1) 計の欄の金額は、各府省等から平成26年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

⁽注2) 括弧書([])は、金額が5千万円未満であることを示す。

平成27年度中小企業・小規模事業者向け契約目標

(単位:億円)

各	府	省	等	名	官 公	需 総	予 算	額 (A)		ミ業・小 規 的 目	見模事業 ⁵ 標 額	者向け (B)		B/A	A (%)	五・ 宏 1/
Ц	713	П	,1	- Н	物件	工 事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計
衆		議		院	33	15	77	125	18	9	42	69	55.0	55.0	55.0	55.0
参		議		院	3	10	18	32	2	6	10	18	56.6	56.6	56.6	56.6
最	高	裁	判	所	30	186	98	314	25	54	47	126	83.1	29.3	47.9	40.3
会	計	検	査	院	2	[0.3]	8	10	2	[0.3]	4	6	85.1	100.0	51.2	60.0
内	閣	· 内	閣	府	228	366	401	995	132	262	165	558	57.8	71.4	41.1	56.1
復		興		庁	1	0	5	6	1	0	1	2	60.5	0.0	30.0	36.0
総		務		省	178	3	263	444	98	2	123	223	55.2	65.1	46.8	50.3
法		務		省	535	40	437	1,012	326	28	183	537	60.9	69.6	41.9	53.0
外		務		省	9	1	63	73	6	1	46	53	73.1	45.0	73.1	72.6
財		務		省	124	131	384	639	77	120	225	422	62.2	91.6	58.6	66.1
文	部	科	学	省	431	7	63	501	288	7	29	323	66.8	93.6	46.0	64.5
厚	生	労	働	省	304	93	391	788	212	73	233	518	69.7	79.0	59.5	65.7
農	林	水	産	省	93	1,599	1,039	2,732	67	1,217	807	2,091	71.9	76.1	77.7	76.5
経	済	産	業	省	15	3	177	195	12	1	111	124	78.8	41.0	62.5	63.5
国	土	交	通	省	906	16,602	5,837	23,344	426	10,213	2,377	13,015	47.0	61.5	40.7	55.8
環		境		省	23	50	278	352	19	39	182	240	82.2	77.1	65.5	68.3
防		衛		省	3,770	3,592	2,195	9,557	2,055	1,014	1,124	4,193	54.5	28.2	51.2	43.9
玉				計	6,685	22,699	11,734	41,117	3,765	13,044	5,709	22,519	56.3	57.5	48.7	54.8
公	庫		等	計	13,194	8,905	9,173	31,271	7,988	4,006	5,056	17,049	60.5	45.0	55.1	54.5
国		等		計	19,878	31,604	20,906	72,388	11,753	17,050	10,765	39,568	59.1	53.9	51.5	54.7

⁽注1) 計の欄の金額は、各府省等から平成27年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

⁽注2) 括弧書([])は、金額が5千万円未満であることを示す。

公 庫 等 名	官 公	需 総	実 績	額 (A)	中 小 企 契		見模事業 ⁵ 績 額	者向け (B)		B/A	A (%)	
	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計
内閣府所管計	303	200	2,630	3,133	177	135	1,121	1,433	58.4	67.7	42.6	45.7
独立行政法人国立公文書館	66	43	579	688	62	16	195	273	93.2	36.7	33.8	39.7
独立行政法人北方領土問題対策協会	22	50	451	523	22	50	402	474	100.0	100.0	89.2	90.6
独立行政法人国民生活センター	71	60	330	461	32	23	206	261	45.4	37.8	62.3	56.5
沖縄振興開発金融公庫	144	47	1,270	1,461	61	47	318	426	42.3	100.0	25.0	29.1
総務省所管計	6,919	4,750	18,648	30,317	3,669	960	5,140	9,769	53.0	20.2	27.6	32.2
国立研究開発法人情報通信研究機構	6,739	4,739	14,530	26,008	3,622	958	4,999	9,579	53.8	20.2	34.4	36.8
独立行政法人統計センター	175	11	3,533	3,720	45	3	65	112	25.7	23.9	1.8	3.0
独立行政法人郵便貯金·簡易生命保険管理機構	5	0	584	589	2	0	76	78	33.7	0.0	13.1	13.3
法務省所管												
日本司法支援センター	62	7	328	398	10	1	119	129	15.3	19.3	36.1	32.5
外務省所管計	1,522	355	15,195	17,072	1,098	132	9,395	10,626	72.2	37.2	61.8	62.2
独立行政法人国際協力機構	1,509	350	15,134	16,993	1,087	129	9,356	10,572	72.0	36.9	61.8	62.2
独立行政法人国際交流基金	13	5	61	79	12	3	39	54	89.2	62.2	64.3	68.3
財務省所管計	15,223	5,728	7,292	28,242	10,591	3,030	2,693	16,314	69.6	52.9	36.9	57.8
独立行政法人酒類総合研究所	173	35	138	346	140	35	89	264	80.6	100.0	64.4	76.1
独立行政法人造幣局	6,359	272	2,315	8,946	3,824	186	554	4,563	60.1	68.3	23.9	51.0
独立行政法人国立印刷局	8,691	5,420	4,839	18,950	6,628	2,809	2,050	11,487	76.3	51.8	42.4	60.6
文部科学省所管計	766,079	295,657	498,867	1,560,602	492,173	173,054	264,414	929,640	64.2	58.5	53.0	59.6
国立大学法人北海道大学	19,820	4,636	6,999	31,455	7,238	2,319	4,010	13,567	36.5	50.0	57.3	43.1
国立大学法人北海道教育大学	1,329	1,149	654	3,132	788	1,136	447	2,371	59.3	98.9	68.3	75.7
国立大学法人室蘭工業大学	922	213	485	1,620	553	213	271	1,036	59.9	100.0	55.9	64.0
国立大学法人小樽商科大学	361	120	231	712	263	120	196	580	73.0	100.0	84.8	81.4
国立大学法人带広畜産大学	1,117	1,124	353	2,594	841	867	164	1,871	75.2	77.1	46.4	72.1
国立大学法人旭川医科大学	10,679	772	2,477	13,928	4,176	529	1,984	6,690	39.1	68.6	80.1	48.0
国立大学法人北見工業大学	659	105	167	932	464	103	119	686	70.4	97.6	71.4	73.6

公 庫 等 名	官公	需 総	実 績	額 (A)		注業・小規 め 実	見模事業ネ 績 額	者向け (B)		B/A	A (%)	
	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計
国立大学法人弘前大学	11,012	1,598	2,829	15,439	7,416	1,000	1,920	10,337	67.3	62.6	67.9	67.0
国立大学法人岩手大学	1,809	1,434	1,032	4,274	1,542	1,233	736	3,511	85.2	86.0	71.4	82.1
国立大学法人東北大学	38,455	12,884	15,349	66,688	24,292	4,124	9,149	37,564	63.2	32.0	59.6	56.3
国立大学法人宮城教育大学	245	269	310	824	209	264	187	661	85.5	98.4	60.3	80.2
国立大学法人秋田大学	8,587	1,558	2,851	12,996	5,602	1,293	1,258	8,153	65.2	83.0	44.1	62.7
国立大学法人山形大学	21,810	11,205	4,929	37,944	20,995	8,053	4,039	33,087	96.3	71.9	81.9	87.2
国立大学法人福島大学	659	2,173	328	3,160	591	1,426	254	2,271	89.8	65.6	77.4	71.9
国立大学法人茨城大学	1,561	607	1,376	3,544	1,054	581	587	2,222	67.5	95.7	42.7	62.7
国立大学法人筑波大学	9,098	6,342	10,040	25,479	8,571	5,896	4,699	19,166	94.2	93.0	46.8	75.2
国立大学法人筑波技術大学	380	145	328	852	325	136	281	742	85.7	93.9	85.7	87.1
国立大学法人宇都宮大学	883	812	749	2,443	679	808	509	1,996	77.0	99.5	67.9	81.7
国立大学法人群馬大学	14,818	1,258	4,577	20,653	12,491	1,092	3,650	17,233	84.3	86.8	79.7	83.4
国立大学法人埼玉大学	2,094	1,587	544	4,225	1,721	1,582	434	3,737	82.2	99.7	79.8	88.4
国立大学法人千葉大学	16,016	9,532	7,323	32,871	12,654	4,907	6,394	23,956	79.0	51.5	87.3	72.9
国立大学法人東京大学	13,912	41,169	20,946	76,027	10,983	10,393	13,058	34,434	78.9	25.2	62.3	45.3
国立大学法人東京医科歯科大学	15,889	2,303	6,912	25,105	8,414	1,172	2,954	12,539	53.0	50.9	42.7	49.9
国立大学法人東京外国語大学	349	119	408	877	228	113	245	586	65.3	94.5	60.0	66.8
国立大学法人東京学芸大学	667	2,299	674	3,640	549	2,271	454	3,273	82.3	98.8	67.4	89.9
国立大学法人東京農工大学	2,391	2,767	1,386	6,544	1,780	2,390	951	5,120	74.4	86.4	68.6	78.2
国立大学法人東京芸術大学	578	151	602	1,331	490	117	482	1,089	84.8	77.7	80.1	81.9
国立大学法人東京工業大学	6,943	1,726	3,399	12,067	6,005	1,620	1,932	9,557	86.5	93.9	56.8	79.2
国立大学法人東京海洋大学	1,101	1,403	715	3,219	1,058	537	585	2,181	96.1	38.3	81.8	67.7
国立大学法人お茶の水女子大学	963	762	532	2,257	741	759	427	1,927	76.9	99.7	80.2	85.4
国立大学法人電気通信大学	1,566	208	665	2,439	1,229	158	495	1,882	78.5	75.8	74.4	77.1
国立大学法人一橋大学	674	937	1,206	2,817	470	800	659	1,930	69.8	85.3	54.7	68.5
国立大学法人横浜国立大学	1,894	1,058	1,078	4,030	1,577	853	979	3,409	83.3	80.7	90.8	84.6

公 庫 等 名	官 公	需 総	実 績	額 (A)		注業・小規 内 実	提事業を績 額	者向け (B)		B/A	A (%)	
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計
国立大学法人新潟大学	16,681	3,570	7,277	27,528	6,036	3,150	3,839	13,025	36.2	88.2	52.7	47.3
国立大学法人長岡技術科学大学	1,531	1,687	558	3,776	1,270	1,676	439	3,386	83.0	99.4	78.7	89.7
国立大学法人上越教育大学	237	368	353	959	195	368	328	891	82.3	100.0	92.7	93.0
国立大学法人富山大学	10,626	9,133	2,998	22,757	7,505	5,036	2,555	15,095	70.6	55.1	85.2	66.3
国立大学法人金沢大学	13,509	3,425	4,834	21,768	7,387	2,599	2,298	12,284	54.7	75.9	47.5	56.4
国立大学法人福井大学	10,840	2,087	2,338	15,265	8,195	1,564	1,823	11,583	75.6	74.9	78.0	75.9
国立大学法人山梨大学	9,270	4,007	3,214	16,491	6,662	3,287	1,754	11,703	71.9	82.0	54.6	71.0
国立大学法人信州大学	15,852	3,917	5,204	24,974	12,205	3,476	3,320	19,001	77.0	88.7	63.8	76.1
国立大学法人岐阜大学	9,020	1,287	4,680	14,987	4,333	1,283	2,394	8,010	48.0	99.7	51.2	53.4
国立大学法人静岡大学	2,170	2,420	1,240	5,829	1,516	2,165	747	4,428	69.9	89.5	60.2	76.0
国立大学法人浜松医科大学	7,863	672	1,696	10,231	3,518	501	669	4,688	44.7	74.6	39.4	45.8
国立大学法人名古屋大学	24,252	3,231	9,887	37,369	15,551	714	5,102	21,367	64.1	22.1	51.6	57.2
国立大学法人愛知教育大学	656	1,043	284	1,983	461	1,032	161	1,654	70.2	99.0	56.7	83.4
国立大学法人名古屋工業大学	1,579	1,680	729	3,988	1,103	658	536	2,298	69.9	39.2	73.6	57.6
国立大学法人豊橋技術科学大学	1,174	310	594	2,079	835	239	277	1,351	71.1	77.0	46.6	65.0
国立大学法人三重大学	12,759	1,130	1,785	15,675	6,436	645	705	7,786	50.4	57.1	39.5	49.7
国立大学法人滋賀大学	350	725	176	1,251	253	724	114	1,091	72.4	99.8	64.4	87.2
国立大学法人滋賀医科大学	9,456	826	2,937	13,218	6,231	822	1,040	8,093	65.9	99.5	35.4	61.2
国立大学法人京都大学	22,252	17,954	12,383	52,588	11,862	7,600	6,049	25,510	53.3	42.3	48.8	48.5
国立大学法人京都教育大学	263	556	509	1,328	175	556	219	951	66.8	100.0	43.0	71.6
国立大学法人京都工芸繊維大学	1,214	511	603	2,328	937	500	465	1,903	77.2	97.8	77.2	81.7
国立大学法人大阪大学	33,255	5,113	17,508	55,876	23,278	3,400	9,752	36,430	70.0	66.5	55.7	65.2
国立大学法人大阪教育大学	841	740	681	2,262	554	698	433	1,686	65.9	94.3	63.6	74.5
国立大学法人兵庫教育大学	400	278	404	1,082	315	278	149	743	78.9	100.0	37.0	68.7
国立大学法人神戸大学	20,698	7,904	6,170	34,773	12,861	7,244	4,004	24,109	62.1	91.7	64.9	69.3
国立大学法人奈良教育大学	399	174	189	762	268	174	136	578	67.1	100.0	72.2	75.9

公 庫 等 名	官 公	需 総	実 績	額 (A)		注業・小規 約 実	見模事業ネ 績 額	者向け (B)		В/л	A (%)	
7	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計
国立大学法人奈良女子大学	404	387	158	949	305	372	123	800	75.5	96.2	78.0	84.4
国立大学法人和歌山大学	796	508	511	1,815	594	490	279	1,363	74.7	96.5	54.5	75.1
国立大学法人鳥取大学	9,680	1,806	5,604	17,091	7,260	1,368	4,150	12,778	75.0	75.7	74.1	74.8
国立大学法人島根大学	6,958	1,867	2,461	11,286	3,223	1,836	1,007	6,066	46.3	98.3	40.9	53.7
国立大学法人岡山大学	16,165	8,540	6,325	31,030	7,023	1,806	3,151	11,980	43.4	21.1	49.8	38.6
国立大学法人広島大学	17,696	1,141	2,917	21,754	7,721	948	2,254	10,923	43.6	83.0	77.3	50.2
国立大学法人山口大学	12,123	2,100	4,221	18,444	10,346	1,807	2,679	14,832	85.3	86.0	63.5	80.4
国立大学法人徳島大学	12,002	1,979	4,388	18,369	6,906	1,256	1,481	9,643	57.5	63.5	33.7	52.5
国立大学法人鳴門教育大学	374	354	111	839	324	308	100	732	86.8	86.9	89.7	87.2
国立大学法人香川大学	7,059	4,866	2,609	14,534	6,371	1,235	2,101	9,707	90.2	25.4	80.5	66.8
国立大学法人愛媛大学	12,350	4,195	3,405	19,950	10,587	3,013	2,155	15,756	85.7	71.8	63.3	79.0
国立大学法人高知大学	17,447	895	4,697	23,039	15,652	503	3,518	19,673	89.7	56.2	74.9	85.4
国立大学法人福岡教育大学	423	389	324	1,137	235	387	262	884	55.5	99.4	80.8	77.8
国立大学法人九州大学	32,481	8,297	9,781	50,558	21,189	6,447	7,908	35,544	65.2	77.7	80.8	70.3
国立大学法人九州工業大学	958	894	1,119	2,971	780	817	558	2,155	81.5	91.4	49.8	72.5
国立大学法人佐賀大学	9,021	7,507	3,160	19,687	4,922	2,639	1,892	9,453	54.6	35.2	59.9	48.0
国立大学法人長崎大学	13,773	5,438	4,935	24,146	10,379	4,348	3,795	18,522	75.4	79.9	76.9	76.7
国立大学法人熊本大学	14,657	3,543	6,000	24,200	9,837	3,417	4,843	18,098	67.1	96.5	80.7	74.8
国立大学法人大分大学	9,234	5,001	1,821	16,055	4,723	4,864	812	10,399	51.1	97.3	44.6	64.8
国立大学法人宮崎大学	9,518	2,304	2,719	14,541	8,093	1,967	2,094	12,154	85.0	85.4	77.0	83.6
国立大学法人鹿児島大学	11,632	2,123	3,032	16,787	6,108	1,324	1,569	9,001	52.5	62.4	51.7	53.6
国立大学法人鹿屋体育大学	350	198	184	733	277	197	155	629	79.0	99.6	84.3	85.9
国立大学法人琉球大学	8,239	951	2,896	12,086	8,017	858	2,795	11,669	97.3	90.2	96.5	96.6
国立大学法人政策研究大学院大学	244	35	518	797	133	33	297	463	54.5	96.0	57.3	58.1
国立大学法人総合研究大学院大学	236	71	208	515	83	69	133	285	35.2	96.4	64.1	55.4
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	511	456	429	1,395	386	448	262	1,097	75.6	98.4	61.1	78.6

公 庫 等 名	官 公	需 総	実 績	額 (A)		注業・小規 約 実	見模事業 績 額	者向け (B)		B/A	A (%)	
7, 7, 11	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	661	398	812	1,871	545	327	540	1,411	82.4	82.1	66.5	75.4
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	1,395	262	2,148	3,805	1,039	209	1,585	2,833	74.5	79.9	73.8	74.5
大学共同利用機関法人自然科学研究機構	6,100	2,313	7,914	16,327	3,455	1,069	2,038	6,562	56.6	46.2	25.8	40.2
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	12,175	306	7,945	20,426	6,803	266	4,224	11,293	55.9	86.9	53.2	55.3
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	2,818	515	8,054	11,387	1,722	427	2,774	4,923	61.1	82.8	34.4	43.2
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	68	38	80	185	51	34	66	151	75.0	89.9	83.0	81.5
独立行政法人教員研修センター	52	28	147	227	40	27	96	163	76.8	98.7	65.1	71.9
独立行政法人大学入試センター	85	18	164	267	74	18	104	195	87.1	98.5	63.2	73.2
独立行政法人国立青少年教育振興機構	1,455	516	2,540	4,512	718	456	1,500	2,673	49.3	88.2	59.0	59.3
独立行政法人国立女性教育会館	55	10	183	248	42	10	143	195	76.2	100.0	78.1	78.5
独立行政法人国立科学博物館	145	1,134	718	1,997	119	41	207	367	82.0	3.6	28.9	18.4
独立行政法人国立美術館	273	931	1,702	2,906	226	49	948	1,223	82.9	5.3	55.7	42.1
独立行政法人国立文化財機構	1,948	2,929	2,530	7,406	1,336	726	1,252	3,314	68.6	24.8	49.5	44.7
独立行政法人日本スポーツ振興センター	376	3,666	507	4,549	250	3,413	260	3,924	66.6	93.1	51.3	86.2
独立行政法人日本芸術文化振興会	228	1,046	2,077	3,351	199	669	1,459	2,327	87.3	64.0	70.2	69.4
独立行政法人日本学術振興会	186	0	1,651	1,837	163	0	759	923	88.0	0.0	46.0	50.2
独立行政法人大学評価・学位授与機構	51	9	221	281	46	7	118	171	90.6	81.0	53.4	61.0
独立行政法人国立大学財務・経営センター	12	1	37	50	10	0	23	33	79.4	11.3	62.7	65.2
独立行政法人日本学生支援機構	220	16	4,273	4,510	145	14	1,537	1,697	66.1	86.4	36.0	37.6
独立行政法人国立高等専門学校機構	6,180	5,985	4,426	16,591	4,778	5,569	2,923	13,269	77.3	93.0	66.0	80.0
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	12,481	5,195	38,171	55,846	8,745	2,256	20,489	31,491	70.1	43.4	53.7	56.4
国立研究開発法人物質·材料研究機構	3,568	254	2,167	5,988	2,593	215	1,014	3,822	72.7	84.7	46.8	63.8
国立研究開発法人防災科学技術研究所	703	1,022	3,226	4,951	499	595	1,597	2,692	71.1	58.3	49.5	54.4
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	1,727	2,645	3,735	8,107	1,187	238	2,677	4,102	68.7	9.0	71.7	50.6
国立研究開発法人科学技術振興機構	2,831	262	8,967	12,059	1,437	56	3,282	4,774	50.8	21.3	36.6	39.6
国立研究開発法人理化学研究所	15,467	5,551	19,215	40,234	10,977	2,119	7,082	20,178	71.0	38.2	36.9	50.2

公 庫 等 名	官公	需 総	実 績	額 (A)		注業・小規 め 実	見模事業 ⁵ 績 額	者向け (B)		B/A	A (%)	
-	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	14,809	4,537	79,508	98,854	3,773	1,648	19,908	25,330	25.5	36.3	25.0	25.6
国立研究開発法人海洋研究開発機構	16,766	386	22,261	39,413	3,052	273	19,196	22,521	18.2	70.7	86.2	57.1
日本私立学校振興·共済事業団	2,526	669	7,269	10,465	739	312	2,420	3,471	29.3	46.6	33.3	33.2
厚生労働省所管計	429,609	51,341	247,870	728,820	175,823	15,548	121,023	312,394	40.9	30.3	48.8	42.9
国立研究開発法人医薬基盤·健康·栄養研究所	1,832	36	1,021	2,889	1,662	25	824	2,511	90.7	69.6	80.8	86.9
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	301	115	326	742	237	61	220	518	78.8	52.9	67.5	69.8
年金積立金管理運用独立行政法人	7	0	169	176	6	0	19	25	78.6	0.0	11.3	14.1
独立行政法人勤労者退職金共済機構	116	0	2,656	2,772	76	0	1,503	1,579	65.3	0.0	56.6	56.9
独立行政法人福祉医療機構	79	0	482	561	70	0	280	349	87.9	0.0	58.0	62.3
独立行政法人労働政策研究•研修機構	135	252	449	837	115	252	285	652	85.4	99.9	63.5	78.0
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	171	168	372	712	96	168	297	562	56.4	100.0	79.7	78.9
独立行政法人高齢·障害·求職者雇用支援機構	12,004	4,278	8,243	24,526	8,429	4,011	5,391	17,831	70.2	93.7	65.4	72.7
独立行政法人労働者健康福祉機構	79,669	2,300	34,142	116,112	29,559	1,419	13,761	44,740	37.1	61.7	40.3	38.5
独立行政法人国立病院機構	201,327	33,023	95,796	330,145	65,773	4,978	46,064	116,815	32.7	15.1	48.1	35.4
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	458	40	2,610	3,108	154	12	551	716	33.6	29.7	21.1	23.0
独立行政法人地域医療機能推進機構	78,585	2,875	33,835	115,296	29,600	516	14,405	44,521	37.7	18.0	42.6	38.6
日本年金機構	5,497	3,449	44,068	53,014	3,674	3,085	22,872	29,630	66.8	89.5	51.9	55.9
国立研究開発法人国立がん研究センター	21,998	2,175	9,531	33,704	19,363	515	7,496	27,375	88.0	23.7	78.7	81.2
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	9,127	86	2,555	11,769	7,781	52	1,047	8,880	85.3	59.9	41.0	75.5
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	3,902	423	1,901	6,226	1,662	11	956	2,629	42.6	2.7	50.3	42.2
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	5,836	777	4,158	10,772	3,781	21	1,806	5,607	64.8	2.7	43.4	52.1
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	6,545	1,312	4,169	12,026	2,661	398	2,487	5,546	40.7	30.4	59.7	46.1
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2,019	30	1,385	3,434	1,126	23	759	1,907	55.8	76.6	54.8	55.5
農林水産省所管計	21,588	16,828	68,104	106,520	14,485	8,794	32,583	55,862	67.1	52.3	47.8	52.4
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	476	177	593	1,247	371	160	227	759	78.0	90.3	38.3	60.8
独立行政法人種苗管理センター	281	213	145	639	178	140	107	426	63.4	65.9	73.8	66.6

公 庫 等 名	官公	需 総	実 績	額 (A)		注業・小規 め 実	見模事業 ⁵ 績 額	者向け (B)		B/A	A (%)	
	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計
独立行政法人家畜改良センター	1,500	291	291	2,082	877	285	154	1,316	58.5	97.8	52.8	63.2
独立行政法人水産大学校	280	179	315	775	200	132	197	529	71.3	73.4	62.7	68.3
国立研究開発法人農業·食品産業技術総合研究機構	6,154	1,813	3,271	11,237	4,690	1,652	1,967	8,309	76.2	91.1	60.1	73.9
国立研究開発法人農業生物資源研究所	1,160	169	372	1,701	990	138	205	1,334	85.4	82.1	55.1	78.4
国立研究開発法人農業環境技術研究所	455	218	449	1,121	375	198	250	823	82.4	90.7	55.8	73.4
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	324	71	212	607	300	70	129	499	92.5	98.4	60.9	82.1
国立研究開発法人森林総合研究所	1,382	233	1,876	3,491	1,141	183	921	2,244	82.5	78.5	49.1	64.3
国立研究開発法人水産総合研究センター	3,030	525	3,389	6,944	2,159	485	2,814	5,458	71.3	92.4	83.0	78.6
独立行政法人農畜産業振興機構	105	0	582	688	52	0	277	329	49.2	0.0	47.5	47.8
独立行政法人農業者年金基金	29	0	33	62	20	0	18	39	69.8	0.0	56.6	62.9
独立行政法人農林漁業信用基金	20	0	296	316	16	0	180	196	80.5	0.0	60.7	61.9
日本中央競馬会	6,392	12,938	56,281	75,611	3,116	5,351	25,136	33,603	48.7	41.4	44.7	44.4
経済産業省所管計	20,984	12,201	34,055	67,240	14,554	7,955	14,215	36,724	69.4	65.2	41.7	54.6
独立行政法人経済産業研究所	42	0	288	330	30	0	189	218	70.1	0.0	65.4	66.0
独立行政法人工業所有権情報・研修館	97	1	707	805	48	1	559	608	49.0	100.0	79.0	75.4
独立行政法人日本貿易保険	20	0	352	372	16	0	17	33	80.5	0.0	4.8	8.8
国立研究開発法人産業技術総合研究所	17,790	9,124	14,088	41,001	12,989	5,940	7,200	26,129	73.0	65.1	51.1	63.7
独立行政法人製品評価技術基盤機構	860	860	1,337	3,057	604	680	686	1,970	70.3	79.0	51.3	64.4
独立行政法人情報処理推進機構	1,097	43	553	1,693	101	41	234	376	9.2	95.6	42.3	22.2
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	96	75	3,373	3,544	70	5	253	329	73.0	7.1	7.5	9.3
独立行政法人日本貿易振興機構	254	107	6,639	7,001	159	0	1,324	1,483	62.6	0.0	19.9	21.2
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	489	611	2,907	4,008	331	563	1,698	2,592	67.7	92.1	58.4	64.7
独立行政法人中小企業基盤整備機構	238	1,380	3,811	5,428	206	725	2,056	2,987	86.5	52.5	54.0	55.0
国土交通省所管計	10,983	454,620	111,383	576,986	5,536	182,448	43,292	231,277	50.4	40.1	38.9	40.1
国立研究開発法人土木研究所	548	1,146	2,644	4,339	448	964	1,764	3,176	81.7	84.1	66.7	73.2
国立研究開発法人建築研究所	181	299	464	945	145	55	214	413	79.8	18.3	46.2	43.8

	官公	需 総	実 績	額 (A)		注業・小規 内 実	見模事業 ⁵ 績 額	者向け (B)		B/ <i>I</i>	4 (%)	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	物件	工 事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計
独立行政法人水資源機構	1,343	22,421	10,514	34,278	1,049	14,635	8,933	24,618	78.1	65.3	85.0	71.8
独立行政法人都市再生機構	1,320	304,363	61,174	366,857	819	123,805	17,968	142,592	62.0	40.7	29.4	38.9
独立行政法人奄美群島振興開発基金	5	0	1	6	5	0	1	6	100.0	0.0	100.0	100.0
独立行政法人日本高速道路保有·債務返済機構	24	1	127	152	9	1	72	82	37.0	100.0	57.0	54.2
独立行政法人交通安全環境研究所	240	16	718	973	182	15	265	461	75.8	93.7	36.9	47.4
国立研究開発法人海上技術安全研究所	395	273	460	1,128	297	268	342	908	75.2	98.3	74.5	80.5
国立研究開発法人港湾空港技術研究所	298	243	1,718	2,258	222	20	573	814	74.5	8.2	33.3	36.1
国立研究開発法人電子航法研究所	300	14	273	588	183	14	92	288	60.8	96.4	33.7	49.0
独立行政法人航海訓練所	763	0	727	1,490	332	0	223	555	43.5	0.0	30.7	37.3
独立行政法人海技教育機構	159	203	184	546	142	174	72	387	89.3	85.7	39.0	71.0
独立行政法人航空大学校	417	60	1,031	1,509	407	59	66	532	97.6	99.0	6.4	35.3
自動車検査独立行政法人	2,112	956	1,116	4,185	237	946	351	1,534	11.2	99.0	31.5	36.7
独立行政法人鉄道建設•運輸施設整備支援機構	2,314	123,435	18,445	144,194	707	41,064	4,414	46,184	30.5	33.3	23.9	32.0
独立行政法人国際観光振興機構	41	5	260	306	22	5	76	104	54.6	100.0	29.4	34.0
独立行政法人自動車事故対策機構	183	371	683	1,238	124	250	490	865	67.7	67.4	71.8	69.9
独立行政法人 空港周辺整備機構	2	93	23	118	1	85	15	102	71.6	91.7	64.8	86.1
独立行政法人住宅金融支援機構	336	721	10,821	11,878	205	88	7,360	7,654	61.1	12.3	68.0	64.4
環境省所管計	2,753	959	5,537	9,250	2,531	948	3,102	6,582	91.9	98.9	56.0	71.2
国立研究開発法人国立環境研究所	2,572	959	4,790	8,321	2,384	948	2,995	6,327	92.7	98.9	62.5	76.0
独立行政法人環境再生保全機構	182	0	747	929	148	0	107	255	81.4	0.0	14.4	27.5
防衛省所管												
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	367	25	52	445	326	23	32	381	88.6	91.5	61.2	85.5

											(半世	(:白力円)
公庫等名	官公	需 総	予 算	額 (A)		と業・小規 内 目	見模事業 ⁵ 標 額	者向け (B)		B/1	A (%)	
	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計
内閣府所管計	318	123	2,997	3,437	179	84	1,385	1,647	56.3	68.1	46.2	47.9
独立行政法人国立公文書館	39	0	736	775	37	0	347	384	95.7	0.0	47.1	49.5
独立行政法人北方領土問題対策協会	21	0	428	449	21	0	428	449	100.0	0.0	100.0	100.0
独立行政法人国民生活センター	72	62	339	473	33	23	211	267	45.4	37.8	62.3	56.5
沖縄振興開発金融公庫	185	61	1,494	1,740	88	60	398	546	47.3	98.7	26.7	31.4
総務省所管計	6,281	4,394	14,676	25,351	3,412	2,517	5,064	10,993	54.3	57.3	34.5	43.4
国立研究開発法人情報通信研究機構	6,243	4,387	13,475	24,106	3,390	2,514	4,770	10,674	54.3	57.3	35.4	44.3
独立行政法人統計センター	34	7	1,046	1,086	21	3	234	257	61.2	39.7	22.4	23.7
独立行政法人郵便貯金·簡易生命保険管理機構	4	0	155	158	1	0	60	61	38.3	0.0	38.7	38.7
法務省所管												
日本司法支援センター	159	39	699	897	106	30	273	409	66.7	75.7	39.1	45.6
外務省所管計	1,522	355	15,195	17,072	1,165	140	9,965	11,270	76.5	39.4	65.6	66.0
独立行政法人国際協力機構	1,509	350	15,134	16,993	1,153	137	9,926	11,215	76.4	39.1	65.6	66.0
独立行政法人国際交流基金	13	5	61	79	12	3	39	54	89.5	62.6	64.6	68.7
財務省所管計	17,995	6,159	7,669	31,824	11,742	2,788	2,806	17,336	65.2	45.3	36.6	54.5
独立行政法人酒類総合研究所	152	31	167	349	123	28	114	266	81.1	92.8	68.5	76.1
独立行政法人造幣局	8,895	487	2,639	12,021	5,426	108	837	6,370	61.0	22.2	31.7	53.0
独立行政法人国立印刷局	8,949	5,642	4,864	19,454	6,193	2,652	1,856	10,700	69.2	47.0	38.2	55.0
文部科学省所管計	737,931	255,501	448,560	1,441,992	509,307	174,502	265,749	949,558	69.0	68.3	59.2	65.9
国立大学法人北海道大学	19,225	4,497	6,789	30,511	12,304	3,553	4,345	20,202	64.0	79.0	64.0	66.2
国立大学法人北海道教育大学	1,203	1,149	632	2,984	890	1,136	474	2,500	74.0	98.9	75.0	83.8
国立大学法人室蘭工業大学	962	676	576	2,215	675	381	395	1,452	70.2	56.3	68.6	65.5
国立大学法人小樽商科大学	295	234	189	719	217	234	170	622	73.6	100.0	90.0	86.5
国立大学法人带広畜産大学	1,100	1,130	350	2,580	900	900	180	1,980	81.8	79.6	51.4	76.7
国立大学法人旭川医科大学	10,679	670	2,437	13,786	5,835	530	1,472	7,837	54.6	79.2	60.4	56.9
国立大学法人北見工業大学	659	120	167	946	466	117	122	704	70.6	97.6	72.7	74.4

											(半世	.: 白力円)
┃	官公	需 総	予 算	額 (A)	中 小 企 契 糸		見模事業 ^ラ 標 額	者向け (B)		B/A	4 (%)	
2. ,,	物件	工 事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	物件	工 事	役 務	計
国立大学法人弘前大学	10,348	2,519	2,573	15,439	8,314	1,642	1,810	11,765	80.3	65.2	70.3	76.2
国立大学法人岩手大学	1,810	550	1,033	3,393	1,566	476	744	2,786	86.5	86.5	72.0	82.1
国立大学法人東北大学	38,657	9,914	15,013	63,584	24,744	4,500	9,124	38,368	64.0	45.4	60.8	60.3
国立大学法人宮城教育大学	244	188	298	730	211	179	225	614	86.5	95.0	75.4	84.1
国立大学法人秋田大学	8,540	1,074	2,812	12,427	5,515	545	1,175	7,235	64.6	50.7	41.8	58.2
国立大学法人山形大学	21,810	5,847	4,929	32,586	21,500	2,695	4,039	28,235	98.6	46.1	81.9	86.6
国立大学法人福島大学	658	1,760	328	2,746	591	260	254	1,105	89.8	14.8	77.4	40.2
国立大学法人茨城大学	1,507	608	1,258	3,373	1,022	581	532	2,136	67.8	95.7	42.3	63.3
国立大学法人筑波大学	9,098	5,073	10,040	24,211	8,571	4,868	4,699	18,138	94.2	96.0	46.8	74.9
国立大学法人筑波技術大学	387	148	335	870	332	139	287	758	85.7	93.9	85.7	87.1
国立大学法人宇都宮大学	879	442	726	2,046	714	439	520	1,673	81.2	99.5	71.6	81.8
国立大学法人群馬大学	13,638	1,093	5,440	20,170	11,655	987	4,515	17,157	85.5	90.3	83.0	85.1
国立大学法人埼玉大学	1,925	918	680	3,523	1,598	915	568	3,081	83.0	99.7	83.5	87.5
国立大学法人千葉大学	16,115	9,657	7,427	33,199	12,890	4,881	6,449	24,220	80.0	50.5	86.8	73.0
国立大学法人東京大学	13,912	41,169	20,946	76,027	11,130	32,935	16,757	60,822	80.0	80.0	80.0	80.0
国立大学法人東京医科歯科大学	16,136	2,125	6,997	25,257	12,400	1,091	3,678	17,168	76.8	51.3	52.6	68.0
国立大学法人東京外国語大学	371	127	448	945	260	89	313	662	70.0	70.0	70.0	70.0
国立大学法人東京学芸大学	667	299	674	1,640	549	288	454	1,291	82.3	96.3	67.4	78.7
国立大学法人東京農工大学	1,175	1,359	681	3,215	874	1,174	467	2,515	74.4	86.4	68.6	78.2
国立大学法人東京芸術大学	669	530	666	1,865	567	360	517	1,444	84.8	67.9	77.6	77.4
国立大学法人東京工業大学	6,459	4,579	3,136	14,174	5,231	3,078	2,215	10,524	81.0	67.2	70.6	74.2
国立大学法人東京海洋大学	1,778	1,064	476	3,317	1,726	1,010	392	3,128	97.1	94.9	82.4	94.3
国立大学法人お茶の水女子大学	1,509	405	481	2,395	1,177	392	390	1,958	78.0	96.8	81.0	81.8
国立大学法人電気通信大学	1,550	210	670	2,430	1,230	160	500	1,890	79.4	76.2	74.6	77.8
国立大学法人一橋大学	674	937	1,206	2,817	500	750	866	2,116	74.2	80.0	71.8	75.1
国立大学法人横浜国立大学	1,801	671	1,083	3,555	1,499	529	1,001	3,029	83.2	78.9	92.4	85.2

						VIII	- CII				(十)	:日刀円)
公庫等名		需 総	予 算	額 (A)		ミ業・小規 内 目	見模事業 標 額	者向け (B)		В/Д	4 (%)	
•	物件	工 事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計
国立大学法人新潟大学	15,536	3,962	6,561	26,060	6,789	2,719	3,311	12,818	43.7	68.6	50.5	49.2
国立大学法人長岡技術科学大学	1,720	1,107	421	3,248	1,548	996	379	2,923	90.0	90.0	90.0	90.0
国立大学法人上越教育大学	217	348	333	898	192	345	316	853	88.6	99.0	95.0	95.0
国立大学法人富山大学	10,451	678	2,905	14,034	9,205	492	2,478	12,174	88.1	72.5	85.3	86.8
国立大学法人金沢大学	15,768	972	5,698	22,437	8,393	766	2,808	11,968	53.2	78.8	49.3	53.3
国立大学法人福井大学	7,008	5,001	6,099	18,108	5,495	2,997	3,991	12,483	78.4	59.9	65.4	68.9
国立大学法人山梨大学	8,851	3,826	3,068	15,746	6,361	3,138	1,675	11,174	71.9	82.0	54.6	71.0
国立大学法人信州大学	13,098	1,496	2,194	16,788	11,265	995	1,843	14,102	86.0	66.5	84.0	84.0
国立大学法人岐阜大学	9,349	728	4,018	14,094	4,465	726	2,437	7,628	47.8	99.8	60.7	54.1
国立大学法人静岡大学	2,200	1,417	1,300	4,917	1,600	1,275	800	3,675	72.7	90.0	61.5	74.7
国立大学法人浜松医科大学	8,143	797	1,745	10,685	5,735	741	698	7,173	70.4	92.9	40.0	67.1
国立大学法人名古屋大学	25,618	2,500	9,538	37,656	16,667	767	4,846	22,280	65.1	30.7	50.8	59.2
国立大学法人愛知教育大学	656	1,043	284	1,983	461	1,032	161	1,654	70.2	99.0	56.7	83.4
国立大学法人名古屋工業大学	1,579	1,680	729	3,988	1,271	1,353	587	3,210	80.5	80.5	80.5	80.5
国立大学法人豊橋技術科学大学	1,115	199	613	1,928	781	129	343	1,253	70.0	65.0	55.9	65.0
国立大学法人三重大学	12,615	1,117	1,765	15,498	6,363	638	697	7,698	50.4	57.1	39.5	49.7
国立大学法人滋賀大学	320	725	176	1,222	272	725	141	1,138	85.0	100.0	80.0	93.2
国立大学法人滋賀医科大学	9,414	226	2,915	12,555	6,199	226	1,021	7,446	65.9	100.0	35.0	59.3
国立大学法人京都大学	22,252	17,954	12,383	52,589	13,564	9,659	7,331	30,554	61.0	53.8	59.2	58.1
国立大学法人京都教育大学	263	163	509	935	175	163	219	557	66.8	100.0	43.0	59.6
国立大学法人京都工芸繊維大学	1,289	439	731	2,459	999	429	583	2,011	77.5	97.8	79.7	81.8
国立大学法人大阪大学	33,021	3,872	14,488	51,381	23,445	2,594	8,113	34,153	71.0	67.0	56.0	66.5
国立大学法人大阪教育大学	732	644	592	1,968	482	607	378	1,467	65.9	94.3	63.7	74.5
国立大学法人兵庫教育大学	453	579	189	1,220	363	579	158	1,099	80.0	100.0	83.5	90.0
国立大学法人神戸大学	21,719	8,294	6,474	36,487	13,495	7,602	4,202	25,298	62.1	91.7	64.9	69.3
国立大学法人奈良教育大学	461	99	218	778	326	98	166	590	70.8	99.4	76.1	75.9

						386	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<i></i>			(単位	:白力円)
┃	官公	需 総	予 算	額 (A)		と業・小規 内 目	1模事業者標 額	手向け (B)		B/ <i>F</i>	4 (%)	
	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計
国立大学法人奈良女子大学	404	387	160	951	312	372	125	809	77.2	96.2	78.1	85.1
国立大学法人和歌山大学	642	508	511	1,661	496	490	279	1,265	77.2	96.5	54.5	76.1
国立大学法人鳥取大学	9,680	1,806	5,604	17,091	6,360	1,187	3,682	11,229	65.7	65.7	65.7	65.7
国立大学法人島根大学	6,958	1,867	2,461	11,286	3,222	1,835	1,009	6,066	46.3	98.3	41.0	53.7
国立大学法人岡山大学	17,177	6,736	5,837	29,750	9,505	2,589	3,331	15,425	55.3	38.4	57.1	51.9
国立大学法人広島大学	16,233	1,681	2,676	20,590	9,740	1,177	1,873	12,789	60.0	70.0	70.0	62.1
国立大学法人山口大学	12,350	964	4,245	17,558	10,111	775	3,338	14,225	81.9	80.4	78.7	81.0
国立大学法人徳島大学	12,149	1,200	4,093	17,442	7,776	864	2,048	10,687	64.0	72.0	50.0	61.3
国立大学法人鳴門教育大学	240	227	71	538	208	197	64	470	86.9	87.0	89.8	87.3
国立大学法人香川大学	6,967	8,738	2,575	18,280	6,291	702	2,076	9,069	90.3	8.0	80.6	49.6
国立大学法人愛媛大学	12,350	4,200	3,405	19,955	10,600	3,100	2,200	15,900	85.8	73.8	64.6	79.7
国立大学法人高知大学	9,785	1,096	2,575	13,456	8,709	848	1,929	11,486	89.0	77.4	74.9	85.4
国立大学法人福岡教育大学	506	556	388	1,451	380	556	315	1,250	75.0	100.0	81.0	86.2
国立大学法人九州大学	30,414	4,979	8,821	44,213	19,945	4,916	7,129	31,991	65.6	98.7	80.8	72.4
国立大学法人九州工業大学	942	330	1,057	2,329	801	310	541	1,652	85.0	93.9	51.2	70.9
国立大学法人佐賀大学	9,021	6,280	3,160	18,460	4,922	6,280	1,892	13,094	54.6	100.0	59.9	70.9
国立大学法人長崎大学	13,797	326	4,518	18,641	10,479	275	3,653	14,407	75.9	84.4	80.9	77.3
国立大学法人熊本大学	14,286	4,524	5,329	24,139	10,270	4,358	4,279	18,907	71.9	96.3	80.3	78.3
国立大学法人大分大学	9,243	4,287	2,224	15,754	4,753	3,315	811	8,880	51.4	77.3	36.5	56.4
国立大学法人宮崎大学	9,471	2,603	2,543	14,616	7,992	1,803	2,071	11,866	84.4	69.3	81.4	81.2
国立大学法人鹿児島大学	11,013	2,008	2,871	15,891	5,783	1,253	1,485	8,520	52.5	62.4	51.7	53.6
国立大学法人鹿屋体育大学	227	207	162	596	187	206	137	530	82.5	99.6	84.3	88.9
国立大学法人琉球大学	8,237	725	2,894	11,857	6,524	725	1,887	9,136	79.2	100.0	65.2	77.1
国立大学法人政策研究大学院大学	200	70	518	788	133	33	297	463	66.5	47.5	57.3	58.8
国立大学法人総合研究大学院大学	143	31	203	377	83	29	129	240	58.0	92.9	63.3	63.7
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	470	42	437	950	389	42	318	750	82.8	100.0	72.7	78.9

公 庫 等 名	官 公	需 総	予 算	額 (A)		注業・小規 め 目	見模事業 ⁵ 標 額	者向け (B)	B/A (%)				
ム 座 4 7	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	661	398	812	1,871	545	327	538	1,410	82.4	82.2	66.2	75.3	
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	1,289	259	1,919	3,468	1,064	190	1,409	2,663	82.5	73.3	73.4	76.8	
大学共同利用機関法人自然科学研究機構	5,024	1,238	7,438	13,700	3,256	903	1,941	6,100	64.8	72.9	26.1	44.5	
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	10,039	714	6,469	17,222	5,873	288	3,642	9,802	58.5	40.3	56.3	56.9	
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	2,949	539	8,427	11,915	1,802	446	2,903	5,151	61.1	82.8	34.4	43.2	
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	113	72	132	317	92	72	108	272	81.5	100.0	81.5	85.7	
独立行政法人教員研修センター	117	347	155	619	90	347	101	538	76.9	100.0	65.2	86.9	
独立行政法人大学入試センター	77	10	126	213	69	9	74	152	89.4	97.2	58.8	71.6	
独立行政法人国立青少年教育振興機構	1,539	546	2,687	4,773	766	486	1,602	2,854	49.8	89.0	59.6	59.8	
独立行政法人国立女性教育会館	55	9	182	246	42	9	143	194	76.4	100.0	78.6	78.9	
独立行政法人国立科学博物館	1,199	57	630	1,886	900	30	480	1,410	75.1	52.9	76.1	74.8	
独立行政法人国立美術館	281	303	1,553	2,137	249	97	907	1,253	88.4	32.1	58.4	58.6	
独立行政法人国立文化財機構	1,965	2,955	2,553	7,473	1,397	2,224	1,412	5,032	71.1	75.3	55.3	67.3	
独立行政法人日本スポーツ振興センター	376	3,666	507	4,549	250	3,413	260	3,924	66.6	93.1	51.3	86.2	
独立行政法人日本芸術文化振興会	199	1,185	2,618	4,001	184	505	2,057	2,746	92.6	42.6	78.6	68.6	
独立行政法人日本学術振興会	184	0	1,635	1,819	94	0	837	931	51.2	0.0	51.2	51.2	
独立行政法人大学評価·学位授与機構	50	8	220	278	45	7	105	156	89.2	81.3	47.7	56.2	
独立行政法人国立大学財務・経営センター	12	1	36	50	9	1	28	38	76.5	76.5	76.5	76.5	
独立行政法人日本学生支援機構	314	242	3,701	4,257	146	112	1,710	1,968	46.7	46.2	46.2	46.2	
独立行政法人国立高等専門学校機構	6,330	4,825	4,088	15,243	4,808	4,410	2,771	11,989	76.0	91.4	67.8	78.6	
国立研究開発法人物質·材料研究機構	2,226	158	1,352	3,737	1,618	134	633	2,384	72.7	84.6	46.8	63.8	
国立研究開発法人防災科学技術研究所	629	915	2,888	4,432	428	622	1,444	2,494	68.0	68.0	50.0	56.3	
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	1,727	2,645	3,735	8,107	1,187	238	2,677	4,102	68.7	9.0	71.7	50.6	
国立研究開発法人科学技術振興機構	2,301	717	8,096	11,113	1,220	225	3,748	5,193	53.0	31.3	46.3	46.7	
国立研究開発法人理化学研究所	15,500	5,600	19,300	40,400	12,000	2,200	8,650	22,850	77.4	39.3	44.8	56.6	
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	8,628	3,256	45,987	57,870	3,929	1,650	20,925	26,505	45.5	50.7	45.5	45.8	

											(平)丛	.:日刀円)
	官公	需 総	予 算	額 (A)		ミ業・小規 約 目	見模事業 ⁵ 標 額	者向け (B)		B/A	A (%)	
•	物件	工 事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計
国立研究開発法人海洋研究開発機構	13,132	625	19,020	32,777	3,712	271	11,148	15,131	28.3	43.5	58.6	46.2
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	12,875	5,359	39,375	57,609	10,815	2,790	25,339	38,944	84.0	52.1	64.4	67.6
日本私立学校振興•共済事業団	4,943	869	6,138	11,950	3,182	652	1,936	5,769	64.4	75.0	31.5	48.3
厚生労働省所管計	503,724	65,587	224,236	793,547	237,115	19,981	117,915	375,011	47.1	30.5	52.6	47.3
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	985	54	711	1,750	788	43	569	1,400	80.0	80.0	80.0	80.0
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	285	110	309	704	225	58	209	492	78.8	52.9	67.5	69.8
年金積立金管理運用独立行政法人	163	0	563	726	128	0	64	191	78.6	0.0	11.3	26.4
独立行政法人勤労者退職金共済機構	118	0	2,706	2,825	88	0	1,748	1,836	74.5	0.0	64.6	65.0
独立行政法人福祉医療機構	82	0	499	582	42	0	326	368	51.3	0.0	65.2	63.2
独立行政法人労働政策研究•研修機構	135	205	449	790	106	197	282	585	78.4	96.0	62.7	74.0
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	171	168	372	712	96	168	297	562	56.4	100.0	79.7	78.9
独立行政法人高齡·障害·求職者雇用支援機構	11,908	4,244	8,177	24,330	8,429	4,011	5,391	17,832	70.8	94.5	65.9	73.3
独立行政法人労働者健康福祉機構	82,458	2,381	35,337	120,176	36,523	1,754	17,004	55,281	44.3	73.7	48.1	46.0
独立行政法人国立病院機構	276,492	51,176	63,736	391,404	118,864	10,359	34,752	163,975	43.0	20.2	54.5	41.9
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	653	23	1,919	2,595	413	10	1,031	1,454	63.3	43.2	53.7	56.0
独立行政法人地域医療機能推進機構	76,933	1,416	33,353	111,703	29,906	818	14,083	44,808	38.9	57.8	42.2	40.1
日本年金機構	4,475	1,123	52,387	57,985	2,931	1,004	27,233	31,167	65.5	89.4	52.0	53.7
国立研究開発法人国立がん研究センター	21,400	2,100	9,500	33,000	19,300	500	7,200	27,000	90.2	23.8	75.8	81.8
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	9,127	86	2,555	11,769	7,781	52	1,047	8,880	85.3	59.9	41.0	75.5
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	3,902	423	1,901	6,226	1,662	11	956	2,629	42.6	2.7	50.3	42.2
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	5,836	777	4,158	10,772	3,781	21	1,806	5,607	64.8	2.7	43.4	52.1
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	6,500	1,300	4,200	12,000	4,875	975	3,150	9,000	75.0	75.0	75.0	75.0
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2,100	0	1,400	3,500	1,177	0	768	1,945	56.0	0.0	54.9	55.6
農林水産省所管計	24,314	17,785	61,512	103,611	16,784	8,830	34,003	59,617	69.0	49.6	55.3	57.5
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	516	276	605	1,398	367	195	278	840	71.1	70.5	45.9	60.1
独立行政法人種苗管理センター	267	199	123	589	177	154	81	412	66.4	77.3	65.7	69.9

											(+)	.:日刀円)
 公 庫 等 名	官公	需 総	予 算	額 (A)		ミ業・小規 約 目	見模事業 ⁵ 標 額	者向け (B)		B/A	4 (%)	
	物件	工 事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計
独立行政法人家畜改良センター	1,445	304	298	2,046	891	303	179	1,373	61.7	99.7	60.1	67.1
独立行政法人水産大学校	321	154	287	761	231	120	193	544	71.8	78.3	67.3	71.4
国立研究開発法人農業·食品産業技術総合研究機構	5,873	1,342	2,726	9,941	4,524	983	1,744	7,251	77.0	73.3	64.0	72.9
国立研究開発法人農業生物資源研究所	3,274	476	1,051	4,801	3,009	383	576	3,967	91.9	80.4	54.8	82.6
国立研究開発法人農業環境技術研究所	824	396	813	2,034	691	335	473	1,500	83.8	84.7	58.2	73.7
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	327	68	199	594	300	65	117	481	91.6	95.9	58.5	81.0
国立研究開発法人森林総合研究所	1,303	1,062	2,293	4,658	1,036	415	1,541	2,991	79.5	39.1	67.2	64.2
国立研究開発法人水産総合研究センター	3,429	571	3,833	7,834	2,258	527	2,933	5,719	65.9	92.2	76.5	73.0
独立行政法人農畜産業振興機構	276	0	457	733	138	0	150	288	50.1	100.0	32.8	39.3
独立行政法人農業者年金基金	49	0	661	710	32	0	428	459	64.7	0.0	64.7	64.7
独立行政法人農林漁業信用基金	19	0	288	307	15	0	175	190	80.5	0.0	60.7	61.9
日本中央競馬会	6,392	12,938	47,877	67,207	3,116	5,351	25,136	33,603	48.7	41.4	52.5	50.0
経済産業省所管計	12,978	6,832	26,650	46,460	9,645	4,064	15,290	29,000	74.3	59.5	57.4	62.4
独立行政法人経済産業研究所	42	0	289	331	30	0	189	219	70.2	0.0	65.5	66.1
独立行政法人工業所有権情報・研修館	154	0	2,919	3,073	154	0	1,910	2,064	100.0	0.0	65.4	67.2
独立行政法人日本貿易保険	20	0	352	372	16	0	17	33	80.5	0.0	4.8	8.8
国立研究開発法人産業技術総合研究所	9,668	4,580	10,702	24,950	7,863	2,718	5,719	16,300	81.3	59.4	53.4	65.3
独立行政法人製品評価技術基盤機構	800	800	1,450	3,050	580	408	870	1,858	72.5	51.0	60.0	60.9
独立行政法人情報処理推進機構	1,097	43	553	1,693	101	41	234	376	9.2	95.6	42.3	22.2
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	95	74	543	712	70	36	251	356	73.0	48.2	46.2	50.0
独立行政法人日本貿易振興機構	265	13	2,960	3,238	167	0	1,402	1,569	62.8	0.0	47.4	48.4
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	536	422	2,882	3,840	395	311	2,124	2,830	73.7	73.7	73.7	73.7
独立行政法人中小企業基盤整備機構	300	900	4,000	5,200	270	550	2,575	3,395	90.0	61.1	64.4	65.3
国土交通省所管計	9,506	532,096	106,936	648,537	5,554	186,370	50,362	242,286	58.4	35.0	47.1	37.4
国立研究開発法人土木研究所	644	192	2,687	3,523	535	112	2,012	2,659	83.1	58.3	74.9	75.5
国立研究開発法人建築研究所	171	70	436	677	119	30	224	373	69.6	43.0	51.4	55.1

公 庫 等 名	官 公	需 総	予 算	額 (A)		注業・小規 内 目	提事業 ² 標 額	者向け (B)	B/A (%)				
7 \tau 1	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	物件	工事	役 務	計	
独立行政法人水資源機構	1,090	28,374	12,917	42,381	986	20,362	10,147	31,495	90.5	71.8	78.6	74.3	
独立行政法人都市再生機構	1,215	304,363	57,661	363,239	811	119,993	19,768	140,572	66.7	39.4	34.3	38.7	
独立行政法人奄美群島振興開発基金	5	0	1	6	5	0	1	6	100.0	0.0	100.0	100.0	
独立行政法人日本高速道路保有•債務返済機構	37	0	213	250	24	0	105	128	64.4	0.0	49.0	51.3	
独立行政法人交通安全環境研究所	254	30	517	800	163	16	209	387	64.1	54.0	40.4	48.4	
国立研究開発法人海上技術安全研究所	415	168	615	1,198	319	150	442	911	77.0	89.4	71.8	76.1	
国立研究開発法人港湾空港技術研究所	213	129	1,383	1,725	174	49	494	717	81.7	38.0	35.7	41.6	
国立研究開発法人電子航法研究所	431	20	392	844	275	20	139	434	63.8	100.0	35.3	51.4	
独立行政法人航海訓練所	759	0	439	1,198	332	0	223	555	43.7	0.0	50.9	46.4	
独立行政法人海技教育機構	97	117	186	401	92	109	90	291	94.5	92.8	48.2	72.5	
独立行政法人航空大学校	525	75	1,297	1,897	512	75	83	669	97.6	99.0	6.4	35.3	
自動車検査独立行政法人	2,147	1,133	1,303	4,583	327	1,102	386	1,814	15.2	97.2	29.6	39.6	
独立行政法人鉄道建設•運輸施設整備支援機構	818	196,117	9,061	205,995	452	44,087	3,970	48,509	55.3	22.5	43.8	23.5	
独立行政法人国際観光振興機構	32	2	291	325	20	2	120	142	64.2	95.8	41.2	43.8	
独立行政法人自動車事故対策機構	129	72	690	891	86	17	490	594	67.0	23.6	71.1	66.7	
独立行政法人空港周辺整備機構	2	114	26	141	1	110	18	129	77.6	97.2	69.4	92.0	
独立行政法人住宅金融支援機構	522	1,120	16,821	18,464	319	137	11,442	11,898	61.1	12.3	68.0	64.4	
環境省所管計	4,149	1,589	8,055	13,792	3,319	1,271	2,714	7,305	80.0	80.0	33.7	53.0	
国立研究開発法人国立環境研究所	4,104	1,589	7,546	13,238	3,283	1,271	2,641	7,195	80.0	80.0	35.0	54.3	
独立行政法人環境再生保全機構	45	0	509	554	36	0	73	110	81.4	0.0	14.4	19.8	
防衛省所管													
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	490	0	79	569	447	0	53	500	91.3	0.0	66.9	87.9	

(参照条文)

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(抄)

昭和41年6月30日 法 律 第 9 7 号

(中小企業者に関する国等の契約の基本方針の作成等)

- 第4条 国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の 予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受 注の機会の増大を図るための基本的な方針(以下「基本方針」 という。)を作成するものとする。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項
 - 二 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる 措置に関する基本的な事項
 - 三 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項
- 3 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等(国については各省各庁の長(財政法(昭和22年法律第34号)第20 条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)、公庫等については当該公庫等を所管する大臣をいう。以下同じ。)と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。